

第三十四回国会 参議院法務委員会會議録第二十号

昭和三十五年五月十七日(火曜日)午前十一時四十八分開会

委員の異動

五月十三日委員徳永正利君、西田信一君、田中茂雄君、石谷遼男君及び小山邦太郎君辞任につき、その補欠として平井太郎君、植竹春彦君、津島壽一君、林田正治君及び宮澤喜一君を議長において指名した。

五月十六日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として久保等君を議長において指名した。

本日委員平井太郎君、植竹春彦君及び前田佳都男君辞任のため、その補欠として西田信一君、篠森順造君及び鍋島直紹君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
高田なほ子君

委員

篠森 順造君
鍋島 直紹君
西田 信一君
林田 正治君
大森 創造君
久保 等君
千葉 信君
赤松 常子君
片岡 文重君
市川 房枝君
辻 武壽君

政府委員

法務省司法法 津田 實君
制調査部長
最高裁判所長官代理者
事務次長 内藤 頼博君
人事局長 守田 直君
経理局長 栗本 一夫君
総務局長 長井 澄君
事務局側
常任委員 西村 高見君
専門員

本日の会議に付した案件
○裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(千葉信君外一名発議)
○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大川光三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告申し上げます。

五月十三日付、徳永正利君、西田信一君、田中茂雄君、石谷遼男君、小山邦太郎君、以上辞任。平井太郎君、植竹春彦君、津島壽一君、林田正治君、宮澤喜一君、以上選任。

五月十六日付、江田三郎君辞任、久保等君選任。
本日付、平井太郎君、植竹春彦君辞任、西田信一君、篠森順造君選任。
以上であります。

○委員長(大川光三君) 次に、裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

発議者より法律案の御説明を願います。

○千葉信君 ただいま議題となりました裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現行の裁判所職員臨時措置法は、その題名の通り、公務員制度全般の再検討と裁判所職員についての基本法規の制定が終わるまでの臨時の措置として、昭和二十七年に施行されたのであります。しかしながら、その後、御承知の通り、公務員制度の改革についての検討は続けられておりますが、いまだに公務員制度全般が整備され、安定する時期に至りません。従ってまた、裁判所職員法とも称すべき基本法も制定されるには至っていないのであります。しかして、この臨時措置としての裁判所職員臨時措置法の運用の実情を見ますと、単に「人事院」を「最高裁判所」と読みかえて、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の大部分をそのまま準用している結果、最高裁判所が当事者の立場にありながら、他面では第三者の立場に立たなければならぬという事態が生じ、生じ、ことに職員の勤務条件に関する行政措置の要求に対する審査及び職員の意に反する不利益処分に関する審査については、そのたびに裁判所職員の権利保障の必要性が要望されてきたのであります。元来、これらの審査につきましては、特に公正かつ客観的な審査が必要とされるため、通例の場合におきましては、人事院、人事委員会、公平委員会等、特別な第三者的な機関を裁

決庁とするのが例であります。裁判所職員につきましては、最高裁判所が審査を行なうこととされており、また、職員の懲戒処分につきましても、最高裁判所が任命権者ではない場合でも、下級裁判所にかわって懲戒処分を行なうことができるようになっておりまして、はなはだ妥当性を欠くと考えられるのであります。

この法律案は、以上のような諸点を改めずために、さしあたって、裁判所職員臨時措置法に所要の改正を加えようとするものであります。

以下この法律案の要点を申し上げます。

第一点は、新たに最高裁判所に五人の委員をもつて組織する裁判所公平委員会を設け、その委員は、人格が高潔で、裁判事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し高い識見を有する者で、裁判所職員以外の方のうちから、最高裁判所が任命するものと、同委員会に裁判所職員の行政措置要求及び不利益処分の審査請求に対する審査と判定を行なわせることとしたのであります。

第二点は、裁判所公平委員会は、行政措置要求のあった事案に対する判定に基づきまして、勤務条件に関して一定の措置を必要と認めるときは、その職員の所轄庁に対し、その実行を勧告しなければならぬものとし、また、不利益処分の審査請求のあった事案に対する判定が、当該処分を相当でない

分を行なつた者は、その判定に従い、直ちに必要な措置をとらなければならぬこととしたのであります。

第三点は、現在最高裁判所は、国家公務員法第八十四条第二項が準用されている結果、前述いたしましたごとく、任命権者ではない場合でも、下級裁判所にかわって懲戒処分を行なうことができるようになっておりますが、この規定は準用しないこととしたしまして、懲戒処分は、任命権者のみがこれを行なうものとしたのであります。

なお、以上三つの改正のために、裁判所職員臨時措置法の本則を第一条とし、新たに第二条を設けて裁判所公平委員会に関する事項を規定し、国家公務員法の準用規定に右の三つの改正を要するの改正を加え、また、経過措置として、改正規定の適用をするために、この法律施行前に最高裁判所に対して行政措置の要求又は不利益処分の審査請求があった事案で、この法律施行の際、まだ判定が行なわれていないものについては、裁判所公平委員会がその後の手続を行なうものとしたし、ただ、すでに判定があったものについては、適度適用をする必要もないと考えられますので、この部分については、なお従前の例によるものとする経過規定を設けております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうようお願いいたします。

○委員長(大川光三君) これにて法案

についての提案理由の説明は終わりました。

○委員長(大川光三君) 次に、裁判所法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本法律案に関し、前回の委員会では、葉委員から御要望のありました点につき、理事会で協議いたしました結果、法務当局から、本法律案立案の経緯について御説明をわすれず、引き続いて裁判所側から、本法律案に関する時間延長の点について御説明を願うことにいたします。

○政府委員(津田實君) ただいま委員長の御指示がございましたので、この法律案提案に至りました経緯につきまして御説明を申し上げます。

従来、裁判所におきまして書記官制度調査委員会が書記官の権限のあり方についていろいろ検討がなされておりました。それにつきましては、法務省管下におきましても、検察官が委員として出席をいたしておりました。いろいろ論議に加わっており、その経過は法務省としても十分承知いたしております。昨年末ごろ来、書記官に裁判官の補佐をさせるといふような権限を認めるのが適当ではなからうかといふようなことについて、公式ではありませんが、いろいろ裁判所から御連絡もありました。法務省といたしても、従来から研究をいたしておりましたが、いよいよ、時日ははつきり覚えておりますが、書記官制度調査委員会におきまして一応の結論が出た趣で、裁判所側から法案の素案を法務省に提示されました。法案の素案につきましては、内容についていろいろ法務省といた

しまして検討いたしましたので、いろいろ論議を尽くしたわけでございます。裁判所側とも論議をいたしました。その結果まとまりました法案が、三月に至りまして三月二十一日でございまして、国会に提案されたところからいいますと、国会に提案されたところからいいますと、前回の委員会におきまして問題になりました。裁判所書記官の職務時間の延長の問題を、法務省としていかに受け取り、いかように考えたかということであり、先ほど申しました、昨年末以来、あるいは本年当初以来におきましては、法務省といたしましては、裁判所が大蔵省に對して、勤務時間を延長することについて号外調整を求めるといふ予算を要求いたしておりますことは、承知いたしております。従いまして、法務省といたしましては、それと無関係に、裁判所書記官の権限の拡張をされるものといふふうに考えておりました。ところが、いよいよ予算が確定いたしました後におきまして、裁判所側から、書記官について勤務時間の延長を将来する考えであり、それに対して相当の額の号外調整がなされる予定であつて、その予算が計上された趣旨を承知いたしました。この予算につきましては、前回の委員会でも申し上げましたように、家庭裁判所の調査官についてもさうな措置がとられていふという説明でございました。家庭裁判所調査官につきましては、何ら新しい権限を与える法を作ることとを裁判所側が当方に連絡しておられませんでした。また、法務省といたしましては、家庭裁判所調査官の権限をこの際拡張するといふ必要性はまだ認めており

ません。ところが、裁判所書記官につきましては、裁判所書記官の学識、素養の著しい向上をした現在を見ました場合には、一方裁判官の絶対数が非常に不足しておりまして、裁判官の手不足をいかにして救済するかという問題をかかえておる現状におきまして、この書記官の有能な力を利用して裁判の促進をはかるということ、現下の裁判促進の根本問題を解決する問題とはもちろん考えませんけれども、一つの方策であるということ、当然考えられるわけでありまして、従いまして、この仕事は、書記官の本来の仕事ではなくして、裁判官の命を受けて裁判官を補助するといふ形の、いわば補助的な権限でございまして、しかしながら、その素養たるや、非常に高度の素養を要する重要な仕事でございまして、従いまして、これは非常に弾力性のある権限でありますので、裁判官がこれをいかによく駆使して裁判の促進をはかるかといふことは、もっぱら裁判官にまかされる事項であります。裁判官の命を受けてこの職務権限を発動するといふことは、すで御説明申し上げました通りでありますので、裁判官の命がいかによく出るかといふことによつて、書記官の職務内容がきまつてくるわけでありまして、従いまして、事務の繁閑は当然きまつてくるわけでありまして、今日、なるほど裁判所書記官の職務は非常に重要でありますし、かつ非常に多忙であることは、私どもも十分承知いたしております。しかしながら、今日の書記官の事務の中に、いささかの、一瞬の余裕もないかといえ、それはそうでもない。ことに、地方によりましては相当事務に余裕のある

役所があることは、私どもも承知いたしております。また、書記官そのものの事務としては、現実に次々に行なわなければならないけれども、裁判あるいは裁判事務の促進の面から考えますと、書記官の事務を多少差し繰って裁判官の補助事務を行なうことによつて全体的に裁判の促進をする余地も多々あるといふことも私も認識をいたしております。従いまして、この際かような法律によつて書記官の権限を拡大することは非常に適切であるといふふうに判断いたしました。この法律案を立案するといふことに至つたわけでありまして、従いまして、この法律案によりましての権限を使うことによつて、つまり、裁判官がその法律によりまして、書記官に、ある事務を命ずることによりまして、書記官が従来定められた勤務時間以内にこれを達成し得ないといふような事態が起こる余地は、もちろんございません。しかしながら、それはもっぱら裁判官が行なう運用の問題に帰着する。従来時間を差し繰る程度にしか命令をしないといふことも可能であります。また、すでに定められておりますところの超過勤務手当を利用して、超過勤務を命じて、それによつてこの事務を達成せしめることも可能であります。従いまして、この法律そのものは、直接勤務時間の延長といふことを前提にしておるものではないといふことは、理論的に当然と思ひます。従いまして、この法律の権限を十分に行使するために裁判所が勤務時間を延長するかどうかといふことは、もっぱら裁判所の司法行政の運営の問題として考えるべきであつて、その運営がいかにあるかといふことは、

当然批判を受けることであらうと思ひますけれども、この法律自体が当然裁判所書記官の勤務時間の延長を前提にしておるとは考えられません。家庭裁判所調査官の場合に對比すれば、当然のことと考えます。従いまして、さういふ意味におきまして、この法律案による書記官の権限を十二分に活用するために、あるいは裁判所は勤務時間を延長するといふことが適当だと判断されるかもしれない。あるいは、現にその予算が入つておるのだから、そつと判断しておられるのかもしれない。しかしながら、また異なつて、現在の裁判所の事務の繁忙を考へて、勤務時間の延長を考へておられるかもしれない。そのところは、法務省としては、これは正確に裁判所の判断を聞くことができません。またできない立場にあることは、前回申し上げました通り、裁判所の最終判断は最高裁判所の裁判官會議でございまして、最高裁判所事務局は、もとより最高裁判所事務局の事項につきまして準備いたす役所でありまして、決して決定権は何もありません。従いまして、最終的に裁判官會議がいかにか判断するかといふことは、私どもは知る余地はないわけでありまして、さういふ意味におきまして、私どももいたしましては、この法律によつて、現在の素養の向上した書記官の要望に對処する一つの方法であると同時に、裁判促進の上においても有効であると判断いたしました。したがゆゑに、かような法案を立案いたしました次第であります。

常に明確になっておった。御承知のように年令二十八才・家族構成は一・二人、それから勤務地は乙地域の勤務者ということ、その基準のものを上下することによってそれぞれの俸給表が作成された。常にその賃金の比較は簡単かつ明瞭だった。ところがたしか昭和二十八年から政府の方針によってその方法がくずされて、そして平均賃金制度に置きかえられた。職員全体の基準賃金の総平均額を算出し、たとえば一般職の職員の場合には、一般職の職員全体の基準賃金、本俸と家族手当と、今の暫定手当、当時の勤務地手当、これらの総平均額と、それから比較する必要のある場合には、民間の賃金、もしくは最高職の職員の賃金等がどういう状態にあるかということが比較検討されるという格好に置きかえられた。ですから、今私の要求している資料というものは、そういう現実から一般職の職員——最高職の職員は一般職でないから、一般職の職員の平均賃金額、これは人事院の方ではつきり資料があるわけですから、それから最高職の裁判官を含む平均賃金額ないしはまた裁判官並びにその秘書官以外の職員の平均賃金額、いずれでもよろしい、これがまず提出されなければならぬ。その次は、賃金の金額だけでは比較にならないので、一般職の職員の場合には、その職員の構成する、たとえば年令別あるいは学歴別あるいは勤続別、経験年数別、家族構成別、ないしはこの前の委員会でも守田さんから御答弁があつて、勤務地の関係についてはその平均というものは最高職として出せる限度があるという話がありました。それはこの前の守田さんの答弁を了承しておりますから、

勤務地の関係についてはそれでよろしい。これの一般職の職員の場合と、最高職の裁判官並びにその秘書官を含んでもいいし、含まなくてもいいから、そういう職員構成の内容をつまびらかに把握できる、つまり賃金が高いのか安いのかということと正確に把握できる、そういう付帯した資料というものが出されていなくて……出てくる資料では、これじゃチンプンカンプンで、てんで比較になりません。「行政職（職員）の学歴別、経験年数別、平均俸給額比較表」というものが出ております。で、この経験年数別等については一年未満から一年以上、三十年以上まで各年数別に応じて平均した資料が出ています。で、これも上段は一般職の職員、下段は裁判所職員となっている。学歴についても高小卒から短大、大学卒まで一応これは表となつて出てはおります。失敬な言いぐさだけれども、平均賃金を比較する場合の資料としては、おおよそナンセンスです。高いところもあるし、安いところもある、こんなものを幾らひねくり回してみても、最高職の職員の賃金の平均の状態がどういふ格好になっているかというところは全然把握できない。もう一つの資料も問題ですが、まあよいなことは言わぬ主義ですから、よけいなことは言いません。従つて、この資料はほとんど賃金比較の資料としては私は使つてもむだだと思ふ。一つそれを取り急いで最高職の方から出してもらいたいし、私の言っていることでふに落ちない点があり、すなおに了解できない点があれば、ここでお尋ねを受けてもいいし、また別な角度で御連絡をいただいてもいいし、いずれにしても今

度は間違ひなくそういう目的を達することのできるような資料をぜひお願いしたいと思ふんですが、いかがですか。

○委員長(大川光三君) ちよつと千葉委員にお願ひしますが、ただいま請求されました資料の要点を願わば委員長までお書き願つて、ちよつと説明が長いので委員長自身も聞きとりにくかつたんですが、要点をお書き願つて、その上でお願いしたらと思つております。

○千葉信君 あれですか、委員長のところへ要求する資料の、たとえば項目とか何とかを書いて出してもらいたい……。

○委員長(大川光三君) ええ。そうでない、またあなたのお気に沿つたぬような場合があるといけませんから……。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) ここで資料についてお断わり申し上げることがございます。それは各省別の給与ベースでございますが、これは昭和三十四年一月一日現在のものが大蔵省で調べました一番新しい資料であります。それ以後の分は出ておりません。だからこれによる以外にない。これによつたものであります。それから「行政職（職員）の学歴別、経験年数別、平均俸給額比較表」というのがござりますが、これは昭和三十三年七月一日現在で各学歴別、経験年数別で出てございます。これは一番新しい資料でございますが、これが一番新しいので、それ以降の分がございませぬ。ですから、これによつたというわけでございます。それからその経験年数別というものは、やはり人事院の資料がござい

る幅のある経験年数で出ておるわけでございますので、それでそれによらざるを得なかつた。ですから、ただいま千葉委員の御指摘のように、高かつたり低かつたりするのは、その職員が各経験年数のどこかに偏在するといったような関係で高かつたり低かつたりするという結果が出てくるわけでございます。この各経験年数はこれによる以外、ほかの方法はございませぬ。そういう点を御承知、御理解願ひました上で御連絡下されば、できるだけ資料を用意いたします。

○千葉信君 最初からこれは速記録にはつきりしたはずですが、私は各省庁別というものを最終的には要求してないのです。各省庁別ということだつたら、これはややこしくて、比較検討する僕の方でもその煩にたえぬということになるから私は最初から最高職と一般職の職員という言葉を使つてゐる。ですから各省庁別でなくともけっこうです。一般職の職員の賃金額なり、ないしはまた経験年数等々の資料でけっこうです。それからこの今言われた三十二年七月一日現在の経験、学歴等々のこの表は、克明に一項々々賃金をあげておられますけれども、ここまで明細な必要はない。そしてどが大蔵省にはこれしかない。大蔵省にかこんだものはないかもしれませぬ。あなたのほうで一般職の職員の給与の問題に関する資料を大蔵省から取り寄せるといふこと自体が私は少しおかしいんじゃないか。そういう資料は一般職の職員に対する給与の主務官庁である人事院に賃金額の資料もあれば経験年数別の資料もある。そういうところからお取り寄せになつて、一般職全体の

総平均でけっこうですから、そんなに窮屈にお考えにならなくとも、一年未満の高小卒の賃金が幾らになつてゐるとか何とかいうのを私はお尋ねしてゐるのじゃないのです。その点はお取り急ぎいふに。たとえば必要だと思ふのは、学歴別の総人数ですね、それは高小卒か、中学か、大学か。それから勤務状態等の関係等についても何年以下の者が何人、何年以下の者が何人、何万円になつてゐるとか何とかいうこの資料は、これはあなたの方では大蔵省の方からもらったというけれども、これをまとめつづばものです。この学歴別人数は、この方は人事院です。……。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) そうです。

○千葉信君 そうしてベース調べというのが大蔵省ですか。——それじゃ人事院の方からもらったというこの資料、こういう資料でなくともけっこうです。今言つたように学歴、経験年数等々のその項目別の賃金額ではなく、賃金額は総体でけっこうですから、賃金額は関係なしに、その人員数で比較検討ができますから、あなたのほうの場合にもそういうもので検討ができるわけですから、そういう資料を出すようにしていただきたい、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) その点はすぐできると思ひます。ただいま人事院の資料と申しましたのは、こういう資料でございます。これが一番新しいので、三十二年七月一日現在の国家公務員給与実態調査報告書、これが一番新しいのであります。それ以降の分につきましては、人事院とし

ては公表する段階にないということ
で、入手できないのであります。

○千葉信君 これではまあ私の方から要求すれば取れる道もありますが、三十二年の七月一日と、それから別の調査では三十四年の一月一日という格好で、多少のその間にズレがあつても、その点は注釈書につけてもらえればわかりますから、そういう格好でお出しを願ひたい。

○委員長(大川光三君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大川光三君) 速記を始めて下さい。

○大森創造君 私はしろうとですから、ごく単刀直截に二、三わからないことをお聞きします。先ほどの提案理由の補足説明の中で、裁判所の方か、法務省の方ですか、家庭裁判所の調査官というのが今度のこの法律の改正の中に含まれていて、職務内容の変更はないけれども、非常に繁忙だから時間と号俸を調節するというのがございまして、その通りですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 家庭裁判所調査官につきましては、その職務の実態、実態から申しまして、それにふさわしい給与体系等も考えなければならぬわけでございます。これも一つの懸案として裁判所として検討しているわけでございますけれども、今回そのまあ一つのステップといたしまして、家庭裁判所調査官は、特に困難な事件も扱います関係上勤務時間を五十二時間に延長いたしました。同時に一六分の号俸調整をつけるという予算上の措置をお願いしたのであります。

○大森創造君 そうしますと、この法律改正によると、それと密接な関連があると思うのですが、今度の書記官の号俸調整、それとは調査官の場合には性質を異にする、時期にすれば一年前でもよかつたし、繁忙である事情には変わりないのだから、三年前でもよかつたという性格のものでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の、書記官の権限の拡張とは直接関係はございません。

○大森創造君 ありませんね。この時間延長の問題は、法務省は直接聞いていないし、あずかり知らないということなんです。時間延長をしたその法規的な根拠はどこにありますか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) それは裁判所職員臨時措置法によりまして準用いたします。一般職の職員の給与に関する法律、第十四条第三項に基づいてやるわけでございます。

○大森創造君 労働基準法とか、その他の法律を見ますと、例外的に時間延長ということをする場合があるというところが、今言われましたように、一般職の職員の給与に関する法律第十四条ということになることは、その方が直接はあると思うんですが、しかし、憲法からいっても、あるいは基準法からいっても、そういう直接関係する法律以上に一般的なものをきめているものを、どうお考えになりますか。時間延長ということはこれは時代逆行であるし、まずいという趣旨のもので、ほかの法律にあると思うんですが、その点はどうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 憲法第二十七条で、勤務条件につきましては法律で定める主義をとっております。その法律に基づきまして国家公務員法ができましたし、国家公務員法に基づきまして一般職の職員の給与に関する法律ができました。そして、その十四条第三項で、特殊の職員の勤務時間につきましては、人事院の承認を得て、各庁の長が時間の延長について定めることができる、というふうな規定が設けられてあります。それを裁判所の職員についても準用いたしておる次第でございます。で、そういうふうな法律の委任に基づきましてやるものでございまして、これを称して憲法違反とは言えないと私は思っております。また、一般的にすべての勤労者を対象とする労働基準法がございまして、これは国家公務員としての特殊性に基づきまして、国家公務員法及びそれに基づく給与関係法律のある限り、すなわちそれに抵触する限りは、国家公務員には適用がないというふうに、一次改正法律附則第十六条、及び、第三條がございまして、一、というふうな規定がございまして、そういう扱いになつておるわけでございます。それとも労働基準法に抵触するといったようなものではないというふうに考えております。

○大森創造君 それで、別な角度から質問しますが、この裁判所の書記官という方は、事件量とともに仕事の内容は忙しいことは、きのうきより始まつたことではないだろう。終戦後ずっと漸増の傾向にあると思ひます。そこで、超過勤務なり、今までは今までなりに仕事をこなしていただろうと思う、どこかで無理をしながら、そうすると、今度の六十条の改正というんですか、これを具体的にこなさなくても、実施しなくても、それと似たような仕事は、実質的には相当程度やっていたのと同じですか。その点、事情がわかりませんので……。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 裁判所書記官の仕事は、これは、終戦後事件の増加に伴ひまして、定員にある程度の増員はありましたけれども、まあ非常に多忙である。しかし、その多忙は今まで超過勤務手当でまかなつてきたわけでございます。ただ今回の改正によりまして、裁判所書記官の職務の範囲が拡大いたしますと、その職務の性質が、裁判官とも職務の執務体制にある程度マッチする必要がある。御承知のように裁判官につきましては、勤務時間の定めというものは特にいたしておりません。それは、実際上はかりましたら、やはり六十五時間ぐらいはやつておるものとわれわれは思ふのであります。そういう裁判官の職務の一部を補助いたします関係で、勤務時間を一部延長したというふうなことになるわけでございます。

○大森創造君 私のお伺ひしたのは、今度法改正によつて、本来の書記官の仕事というものとプラス裁判官の補助的な事務ということになります。裁判官の補助的な事務というものは、最終的には裁判官の責任において負うものであります。そういう仕事の内容というものは、実質的に今までやっていただのと違ひますか。ある程度やつていただと、実質的に……。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官の事務の中には、ただいま御指摘のような裁判官を補助するよう内容の職務はございました。それは現行の裁判所法の六十条第二項に定めております職務、それに付随いたしますところの私ども訴訟事務などと申しておりますけれども、そういうふうな事務がございまして、裁判官を補助する面がございました。しかし今回新しく付加されますところの権限は、それとはまた別のものがございます。裁判官が裁判をするために調査をする、その調査の補助という、これは全く新しい補助の仕事でございます。

○大森創造君 今配付されました「本改正法律案と裁判所書記官の勤務時間の延長について」という印刷物を見ますと、一週が五十二時間ということになつても、実際上は、裁判所によつては、あるいは裁判所が決定するに依つても、具体的に担当する裁判官が決定することだろうと思ひます。具体的内容については、所属する書記官の仕事の内容については、その担当の所属の判事が決定することだろうと思ふのでございます。その場合には、一般的には五十二時間ということに入時間延長しても、具体的な職場における書記官の仕事の内容、繁忙の差というものは、非常に異なります。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の新しく設けられます裁判官の行なう調査の補助の仕事は、これは裁判官が事件を裁判する上における調査の補助でございます。そういう意味で、法律的にも必要な職務になるわけ

でございますが、その補助の職務を行なうものにつきましては、裁判官の命を受けるわけでございます。その裁判官と申すのは、ただいまお話のございました書記官の所属する裁判官になるわけでございます。従いまして、書記官が補助する内容は、裁判官によつて定められるわけでございます。きまつてくるわけであります。従つて、人により、そういう繁閑の差はできるわけであります。そのときの事件の内容、あるいは調査の内容によりまして、おのずからその差異は出るわけでございます。

○大森創造君 そろそろと申すという、責任はどこまでも裁判官でございますが、新たに補助的な仕事として書記官に与えられる任務というものは、裁判官自体がみずから処理しても何ら差しつかえない、この法律の改正にかかわらず、それで済む。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 裁判官が審理、裁判するための調査でございますので、裁判官自身がやることは何ら差しつかえないわけでございます。

○大森創造君 そろそろと申すという、裁判官の人格というか、能力いかによつては、書記官はかりに事務をさせ、そして形式的な責任をとるといふふりなこともできるわけでございますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) おそらく御指摘の点は、裁判官が自分で調査をしないで、書記官にその仕事をかぶせる心配があるんじゃないかというふうな御懸念かと存じますけれども、実際問題といたしまして、裁判官が裁判をいたしますということは、

御承知のように、裁判というものは、判断ばかりでなくて、判断の経過を示すところの理由というものを付け加えてございまして、そういう裁判をし、裁判書を書くというふうな仕事を裁判官が担当いたします以上、調査を自分がしない、ただめくら判を押すというふうなやり方で裁判をするとは、仕組上できないわけでございまして、これは訴訟手続の上でやましくございまして、従いまして、私どももいたしましては、ただいま御指摘のようなどことは、実際問題として起こり得ないというふうに考えております。

○大森創造君 あと一つでやめますが、私は実際問題というものはよく知らないものですから、逆に伺いますが、第三項というものを新たにしました中で、「その他」云々というところがございまして、これは逆に「その他」ということについて、今度は仕事の内容を無制限に考へておるといふ危険性はありまじょうか。

○政府委員(津田實君) ただいまの「その他」の事項につきましては、そこに例示がございまして、この「裁判官の行方法令及び判例の調査」という一つの例示によつてある程度「その他」の内容が判断せられるわけでございまして、現在考えられておるところの事項は、まあ例示に上がつておるものを令めて申し上げますと、適用すべき法律、命令、規則、告示等の調査、その存否、あるいは内容の調査、それから裁判例、学説その他参考文献、あるいは議事速記録というふうなものでございまして、そういうものの調査、それから具体的な記録に基づきまして訴訟手

続が適正に履踐されているか、つまり法律の要求している通り履踐されているかどうかの調査、それから記録の中にある書類についての調査が適式であるかどうかというこの調査、それから審判に必要な計算、これはたとえば膨大な計算事件につきまして、裁判官が計算をやる、あるいは別途計算して照合をみるということ、あるいは書面に付しましての照合、つまり被害始末書の記録と犯罪一覽表とを比較するかどうか、こういうことをいたすというふうに法律的にはまあ一応解務當局におきまして、そういう解釈意図があるように連絡を受けております。

○高田なほ子君 資料をちょっと要求します。きょういただいた「本改正法律案と裁判所書記官の勤務時間の延長について」、これは資料をいただきまして、この中に書いてあることですね、「裁判所としては、事件の激増、複雑困難化のため滞滞している訴訟事件を迅速に処理することが刻下の急務であり、現実の問題としてその解決に寄与するためには、この拡充される書記官の権限を十分に行使させる必要があるから、書記官の勤務時間を一週四時間から一週五二時間に延長する必要がある。」これは書記官の勤務時間の延長について補足説明をされた。同時に、きょういただいたもう一つの資料の中には、「裁判所職員勤務時間に関する規則要綱案」こういうものが出ておられます。これを拝見すると、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の勤務時間は、一週について五十二時間とし、その勤務時間の割り振りは、当該職員が属する裁判所が裁判事務の实际情况に依つて定めるものとする。こういう規則要綱案を出されている。そこで資料としていただきたいことは、この前の委員会、裁判官の仕事に補助する書記官の仕事の性格と、それから家庭裁判所調査官の果たすべき職務内容は、これは画然として区別のあるものであるということとを前回の委員会でも質問し、当局も認めたはずである。ところが、認めておりながら、どうも勤務時間に関する規則要綱などについては、さっぱりその内容的な區別がされておらない。つまり裁判官の果たしているこの法律的な判断の過程において果たすべき書記官の役割と、それから個々の少年なり、あるいは家庭問題等について、教育的な、あるいは社会的な分野から検討して、その処分意見を提出する権限を調査官は持つておる。その処分意見の提出については、これは裁判官の命令に従う必要は何もない。独立した処分意見を提出することになっているのが調査官の職務内容だと思ふんです。そういう性格のものなんです。しかるにもかかわらず、先ほどお出しになったこの規則要綱案は、「裁判所が裁判事務の实际情况に依つて定めるものとする。」あくまでも上から独自の職務内容押しつける内容を持った規則要綱案であつて、私はこれは大へんおかしいと思ふ。だから、もしこの調査官にも勤務時間の延長が必要であるとするならば、今あなたがここで述べたのは、非常にあまいな述べ方をしているんで

すね。たとえば職務内容に即した給与にするために時間延長をするというふうな説明なんで、これはどうも合点がいかない。だから要求したいことは、家庭裁判所調査官の勤務時間の延長について、どういふ理由で延長するのか。そしてまたその延長されたそのことによって、調査官が裁判所の命令に服さなければならぬというふうな職務内容に変更されるとするならば、これはもう家庭裁判所の調査官の職務内容を根本的に変えていくおそれがある。私は改革案だと思ふ。だから勤務時間の延長について調査官の分も、補足説明として、これと同じような形式に作つて出していただくことを要求したい。あと疑問の分については、後刻時間をいただいで質問いたします。

○委員(大川光三君) ただいま高田委員から御請求のありました資料は、なるべくすみやかに御提出をお願いしたいと思います。

本件に関する午前中の審議はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後二時五十分開会

○委員(大川光三君) これより休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まず、委員長より資料の請求をいたします。午前の委員会において千葉委員より御要望のありました資料を要約いたしますと、すなわち
第一、平均賃金。1、一般公務員、2、裁判官を含む裁判所職員、3、裁判官秘書を除く裁判所職員。
第二、平均賃金に対する参考資料。

ジに、裁判所書記官の定員及び現在員
 というのがございます。これによりま
 すると、裁判所書記官の欠員は六百十

事が一人前に十分やっていると、いけるという
ふりに、実力をつけさせて書記官に任
用するといふ關係でございますので、

に行けない人たちがございますので、
 そういう人たちには、それぞれまた各
 庁で研修をした上で昇任試験によつて

年度から実施いたしましたわけでござい
ますが、特別研修によりまして、それぞ
れ書記官に任用すべき資格を取得され

ただいま手元に資料がございませんので、ちょっと申し上げかねます。

あり、また、資料でももらつておるようです。先ほど来、御説明にやりますと、二十五年度以降、書記官の任用について努力をした人員の数字が大体約二千四百名前後ぐらゐの数字になるような御説明があったのですが、さうだとすると、一体二十四年ごろは何名ぐらゐいたのか、数字的に申し上げると、若干やめられた方もおるでせうが、いずれにしても、きわめてわずかしかなかったんじやないかと推定せられる。しかし、さういふことでは裁判事務はおそらくほとんど円滑に――円滑にというよりも、どうやらこうやら、その日暮らしの裁判事務もやれなかつたのではないかと想像されるのですが、当時の数字を、手元に正確な数字がなければ、大よその御説明でも何となく、ちよつと説明つかぬのじやないですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

資料その二のページをこらん願いますと、昭和二十四年に書記官の定員が二千三百三十九名でありましたが、昭和二十九年に三千百七十八名に増員されておるわけでありまして。そして昭和三十四年現在には三千百九十九名というふうになつてゐるわけで、昭和二十四年から昭和三十四年までの間に約千名以上の増員がなされてゐるわけでございます。で、この書記官の充員は、この十年間で順次こなつてきたわけでございます。二十四年当時書記官が極少であつたといふことは言ひ切れないのですけれども、非常に多くの書記官としての欠員があつたといふことだけは申せますが、その員数は、どうも前

上げかねると思ひます。

○久保等君

まあ数字ですから、はっきりお答え願ひないで意味ないんです。が、ただ、この第一ページのところの経過は、確かに昭和二十四年の二千三百三十九名が昭和三十四年度の場合三千百九十九名に、定員はなるほどさうなつておるのです。私の問題にしておるの、実在員の方を問題にしてゐるの、その実在員の方については、先ほどの御説明を伺うと、十年間に約二千五百名の人員確保をはかつてきたといふ御説明があつたわけですが、さうだとすると、現在人員と比べると、あまり大してそこに差が出てこないのです。が、だから、二十四年の実在員が一体どの程度であつたのか、資料を調べてなければ答へられなければ、これはまあ調べてもらふよりほか方法ないのですが、ちよつとあまり数字が違ひ過ぎますからね。その状況をお尋ねしておる。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

ちよつと私の説明がまずかつたのですが、もちろんその当時の現在員をつかむことは私現在できませんが、要するに、もとは、裁判所書記と申しておつた。それを新憲法の理念に基づきまして、基本的人権擁護の一環をになつて、職員といひまして非常に重大視して、それで裁判所書記といふのを裁判所書記官と裁判所書記官に分けたわけでございます。ですから、裁判所書記官は当時少なかつたといふことは言ひますが、書記官補はたくさんいた。書記官の定員に食い込むほどいたといふことだけは、まあここで言へる。しかし、裁判所書記官としての仕事は、こ

の両方でやつておつたといふことでございませう。

○久保等君

その話をからませると、ちよつとわからなくなるんですがね。書記が書記官といふ名前になり、さうしてそれから実質的な待遇をさういふ方向にはかつてつたといふ経過はわかりませう。それはそれとして。だから、ここで御説明としては、やっぱり書記官といふものの定員とそれから実在員といふものの経過を数字的にはっきり納得のいくように御説明を願ひな

い。実際は書記官も書記官補もとにかくやつておつたんだ、まあそこで何というか融通をつけてあつたんだといふような説明程度では、定員なり実在員の数の問題ですからね。もう少しはつきり、だれが聞いてもわかるような御説明を願ひな。私もあまり事情をよく知らない者からすると、言つておられることがよくわからないうです。先ほどの御説明と対照した場合に、一体どつちがほんとうだろうかといふことにならざるを得ないと思ふんですがね。ですから、この予算定員はあくまでも予算定員ですから、実在員じゃないのだからと思ふんです。しかも、最近の、最近というか現在における定員と実在員といふものは、あまりにも非常に食い違つておる状況ですから、なおさら定員は定員として、それからさらに実在員は実在員として状況をお聞きしなければ、実態がわかりにくいわけですね。もちろん、二十四年当時の実在員といふものは、お調べになればわかるのでせうね。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

さうです。ここに手持ち資料がないといふだけのことであります。

○久保等君

それでは、先ほど来お尋ねしてゐることを、もう少しはつきりした資料でお出しを願つて御説明を願ひたいと思ふんです。私のお尋ねしておるの、二十四年の実在員がどうだつたのか、それからその後――さきほどの御説明のこともあるが数字が概数だらうと思ふんですが――研修方法によりあるいは昇任試験等、さういふたような方法で任用せられて、どういふ形で充足されてきたのか、それから書記官補の場合についても私はやはり同じようなことをお尋ねしたいと思ふ、その点を一つ具体的な資料としてお出しを願ひたいと思ひます。委員長の方から一つ……。

○委員長(大川光三君)

ただいま久保委員より御要望のあります資料は、次回委員会までに御提出を願ひます。ただ、委員長よりつけ加えて申し上げたいのは、昭和二十四年当時における書記官または書記官補の実在員及び自來十年間に退職者が年々どれほどあつたか、またふえたのが年々どれほどあつたかといふのを、あわせて説明いたさんと、都合がよいと思ひますから、さういふ意味の資料を御提出を願ひます。

○久保等君 それでは次の質問をいたしたいと思ふのですが、現在の予算定員、これについては、どういふお考えでおられるのですか。仕事の処理上ますます現在定員でどうやらやつていけるというお考えなのか、どういふお考えを持っておられるのですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

書記官並びに書記官補の定員のお尋ねでございますけれども、御承知のように裁判所におきましては、年々事件

の増加を見ておりますし、また非常に困難な事件も多くなつております。裁判所のさういふ事務の負担といふものは、ますます増加をする傾向にあるのであります。さういふ観点に立ちまゐりて、裁判所の裁判官あるいは書記官、書記官補等の定員の増加、増員といふことは、非常に私どもが必要とするところなのでございます。ただ、現実の問題となつてしまつて、前に申し上げましたけれども、裁判官の増員といふことが事実上できないのでございませう。さういふ関係で、裁判事務が今日のよりな状態にあるわけでございますけれども、裁判官の増員ができませんために、実際問題といひました。書記官その他の増員といふことも、裁判官の増員の限り、やはりその数に見合ふところのさういふ定員の増加も現実の問題としてし得ない状況にあるわけですね。

○委員長(大川光三君)

この際、委員の異動について御報告申し上げます。本日付で前田伴都男君辞任、鍋島直紹君選任。

以上であります。

○久保等君

もちろん裁判官のやらなければならぬ職務を、これは書記官なり書記官補でやつていくといふことは許されないので、裁判官の増員も当然増員をしていかなければならぬといふことに相なるのでせうが、しかし、書記官なり書記官補だけの事務について、現在何とかやればならぬといふ問題を非常に多いと思ふのです。何か裁判官がふやせられないから、やむ

を得ないのだということですが、そういうことではなくて、やはり裁判事務の補助的な仕事をいろいろやっているわけですから、そういう面の充足をやはりはかっている意味から、調査官なりあるいはまた今言った書記官、書記官補といったようなものの増員というよりなことは、非常に焦眉の急の問題として、御努力をせられていた問題じゃないですか。裁判官の問題を解決しなければ、その問題は実はどうにもならぬのだというようにお考えなんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

裁判所職員全体の数から申しますと、確かに仰せの通り、増員ということが裁判事務の負担の面から申しまして緊急のことに相違ないのをごいいますけれども、裁判所の仕事は、法律に定められた手続によりまして事件を処理するわけでございまして、やはり裁判官の増員がなければ、裁判単位と申しますか、合議体の確立も、あるいは単独体の確立も望むことができませんので、そういう所に配属される書記官の数も、裁判官の増員に見合わせるを得ないわけでございします。

○久保等君

そうすると、現在の裁判官の存在の面からいくと、それに見合ったところの職員は、一応足りているということですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

現在の現実の問題といたしましては、裁判官の不足ということが、一番困った問題になっているわけでございます。そして、その他の職員につきましては、現在の裁判官の数でやります限り、一応は整備されていると言つてよろしいかと思ひます。ただししかしながら、

なお今日裁判所でもって、たとえば速記制度であるとか、そういうものの採用について徐々にその充足をはかっておりますので、そういう面につきましては、さらに現在の裁判官の数に引きまして、あるいは増員を必要とするような面がないことはないのではありません。

○久保等君

非常に何か裁判事務上は問題がないような御答弁なんです、その点とすると、最近、なんですか、この予算要求をされるような場合に、書記官なり書記官補の増員要求というよりなことは、やられたことはないわけですね。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

予算の要求におきましては、やはり裁判官の増員要求、それから書記官、書記官補等の増員要求はいたしております。

○久保等君

それはあくまでも裁判官との関連における増員要求であつて、裁判官の増員がなければ書記官なり書記官補の増員要求ということは必要ないのだというお考えで要求をせられたわけなんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

書記官、書記官補の増員に関しまして限りは、やはり裁判官の増員と見合わせるを得ないのであります。その他の面におきましては増員も、もとより考えられないわけではございませんけれども、実際の裁判所の業務の上から申しますと、やはり裁判官の数に見合わせるを得ない、従つて、なかなか予算上その増加がむずかしいということになるのであります。

○久保等君

そうすると、今度の裁判所法一部改正法案の中で、新しく書記

官の、まあいわば権限として法改正を行なうとしております調査事項、これは裁判官を補助し、そうして調査をやるというたような権限を付与しようとしておられる、これは従来どこでやっておった仕事ですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

そういう意味の裁判官が行なう調査の補助の職務は、今日までございせん。

○久保等君

そうすると、勢いまあ裁判官みずからやらざるを得ないということになっておられるわけですか、現在は。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

そういう調査は、今後当然裁判官がみずからやるわけでございますけれども、そういう補助は、今日までなかったわけでございます。

○久保等君

そうだとすると、裁判官のみずからやっておった職務を、今度は書記官に、六十条の改正によつてやれるような法改正をやらうという法案が出されておると思う。そうしてそれに要する一応備えられた要員というものは、大体どの程度になりますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

今回の法改正でお願いしております裁判所書記官の権限の拡充は、先般来申し上げております裁判所の事件の増加、事件の困難化に伴います訴訟の遅滞に対する対策の一つとしていたすわけでございます。結局これは迅速、適正な裁判の実現ということに寄与するのが目的でございます。しかしながら、一方において、また裁判所書記官の素質、能力というものが、先ほど来申し上げております研修所、研修等にによりまして、非常に向上いたしてお

わけでございます。その素質、能力に見合うところの職務内容を作つて、先ほど来申し上げます訴訟の迅速、適正な処理に貢献するといふことがそのねらいでございます。従いまして、そういう意味の新しい書記官制度を作り出す上におきまして、今回の改正は重要な意味を持つわけでございます。裁判所書記官が今後法律書記として一その職務内容を充実していく一つのステップになるわけだと存じておるわけでございます。従いまして、その職務につきましては、裁判所書記官が、書記官の地位におきまして裁判官の行なう調査の補助をするわけでございます。その仕事の量につきましては、やはり裁判官が今日のような執務状況におります、すなわち御承知のように非常に多くの事件を負担して、裁判官が日夜その仕事をしておるわけでございしますけれども、そういう執務体制に應じまして、やはり調査の補助をいたさなければなりませんので、従つて、書記官につきまして勤務時間を延長いたしまして、その調査の補助に当たられますとともに、まあそれに對する俸給の調整ということも予算上要求したわけでございます。

○久保等君

いや、私の質問に對する御答弁には実はなつておらないのですが、まあ今、超過勤務をやつてもらうことによつて、何か人員の面は埋め合

わしていくというような御説明ですが、そういうことじゃなくて、私のお尋ねしているのは、当然権限が拡大するのだから、それだけ人手が大い必要

のじゃないか、そうならば、一体どの程度の人員が必要だといふふうにお考えになつておられるのか。また、問題の

解決はそういう方向で解決していかなければならぬ問題だと私は思ふ。従つて、あなたの方で特にこういふ法案を出すからには、どの程度の仕事を、当然のことによつて、全国でやるとするならば、人員に見積もればこういうような程度になるといふ数字は、つかんでなければならぬと思ひます。その点を聞きましておるのです。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

裁判官の行なう調査ないし調査の補助ということとは、結局これは裁判所が負担している事件処理の仕事の量になるわけでございます。その面におきまして裁判官も裁判所書記官も、これは一体になつて行なう仕事でございますが、その負担を一体どういふ人員の増加によつてこれを解決し得るかということになります。やはりこれはその職務の内容から申しまして、裁判官、裁判所書記官の増員ということにならなければ解決できない問題でございます。で、裁判官の増員につきましては、まあいろいろな角度から考えられるわけでございますけれども、私ども一応の数字として考えておりますのは、今日事件が非常に停滯しております八大都市におきまして、ことに第一審の裁判所を充実いたしますといふことを考えました場合に、大体裁判官がやはり二百人くらいは増員が必要である。従つて、それに見合うところの書記官、書記官補の増員が必要であるといふふうにご考へておられるわけでありま

す。しかし、これはやはり現実の問題として申し上げますと、数の上の問題でありまして、ではそれだけの裁判官が

すぐ増員できるかという問題になりま

すと、現実の問題としては非常に困難な実情でございます。

○久保等君 裁判官二百名に対してどの程度の書記官が必要ですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 大体の標準といたしましては、裁判官一人に書記官、書記官補三人と想定しております。

○久保等君 合計で。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 裁判官一人について。

○久保等君 書記官、書記官補合計で三人。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) そうです。

○久保等君 もう少し何か私の質問に對してはつきりしたお答えをいただかなければならぬのですが、今度の権限拡張に伴って、すぐ何か裁判官をふやさないと書記官をふやせないという御説明なんですけれども、そうでなく

て、現実には書記官の職務そのものの勤務時間を延長するなり何なりして、とにかく仕事の量がふえることははつきりしていますね、だから全国的に見た場合に、どの程度の、とにかく書記官というものの増員をしなければならぬかというところは、数字的に出てくるんじゃないですか。その数字は出てくるのですか、出てこないのですか。私の質問していることが不可能なことを御答弁を求めているなら……。答弁をはつきりしてもらいたい。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) ただいま申しましたように、事件の審理、裁判に必要なところの調査なし調査の補助ということになりま

と、やはり裁判官、書記官、その間が一体関係になりまして当たる仕事にな

るわけでございますして、そのために、書記官だけを何人ふやせばこうなるというのじゃなくて、やはり実際の問題といたしましては、裁判単位としての裁判官、書記官の増員がなければならぬことになるのであります。

○久保等君 まあ今の御説明だと、裁判官一人に対して三名程度の書記官なり書記官補というものが必要なんだという説明なんですけれども、はたしてその比率そのものが適正かどうかという

ことが一つの問題としてあるのじゃないかと思う。それから、これは従来のやり方で、調査事務等は全然やらせない建前で、一対三という形になってお

たのが、今度はさらにそれにプラス書記官の事務量を従来より以上に調査事項までやらせるというふうになって参るならば、これは当然三であったのが、あるいは三・五になるか、四になるか、そこらはわかりませんが、いずれにしても定員をふやさなければならぬということははつきり言えるのじゃないですか。あなたの考え方から言

うならば一対三というのは、これは動かさないのだ。そして三人の書記官に勤務時間でも延長してやってもならぬわけばならぬというの、どうも説明として私は納得できない。だからあなたはいくつかの概念で説明せられるからさういう説明になるのであつて、やはり勤務時間をふやさなければならぬほど仕事があるなら、本来当然定員でふやしていくのが筋道だ。従つて、定員が大体どの程度必要なんだ、今度の事務を拡大することによつて、どの程度の増員をしなければならぬというところは、これは数字的にはつきりしたものが出

てくるはずだし、その説明がつかないはずは私はないと思う。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど来申し上げましたように、裁判官の仕事と書記官の仕事はそういう面におきましては一種の裁判単位と申しますか、そういうものではないかと思

つて、一つになつていくわけでありま

す。ですから、ただ書記官の数をふやすことによつてさういつた仕事はさばけていくということにはなかなかならないのであります。これはどこまでもやはり裁判所の事件の処理という面から考

えますと、やはり裁判単位の問題として考えざるを得ないのであります。

○久保等君 それならもう少し詳細な説明をしてもらいたいと思うのですがね。要するに、一人ふやしてはふや過ぎるのだ、今三名、裁判単位なら裁判単位で、判事一人、書記官なら書記官三人でやつておるのだと、これを一組なら一組にいたします。それを四名にするのは多いのだというなら、一

体三・幾らになるか、一人ふやすのは多過ぎるかも知れぬけれども、とにかく人員をふやさなければならぬというところは言えると思う。勤務時間を延長しなければならぬくらいだからさうでしょう。それは三・四なのか、五なのか、六なのか。一人ふやすとい

うことは、一人は多過ぎるの、しかし少なくとも一時間なり二時間なり勤務時間をふやさなければならぬ。しかも定められた八時間勤務なら八時間勤務で処理できないということなら、それをオーバーしただけは人間をふやさざるを得ない。だからあなたの具体的な数字、根拠からいうと、一人では多いのだ、しかし、〇・幾らになるかと

いう説明になりますか。そういう説明を伺わぬと納得できない。だから私の申し上げているのは、人間は一人であつて、これを半分に切れといたつて切りようがない、人ではだから一率に三人を四人にするということも無理だ、そんなにふやす必要はないのだというところなら、それで十分の一人必要なのか、十分の二人必要なのか、さういふことは数字的に御説明願えると思

う。ちよつと事情を私はよく知らなかつたのですからなんだけれども、理屈はそうなんじゃないですか。私の質問の方が無理ですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 書記官の新しい権限を行ないますのにつきましては勤務時間の延長ということも、これは裁判所の職務体制に

応じての時間延長を考へていくわけでありまして、新しい権限がふえるからすなわち勤務時間がそれだけ延長されるという意味ではございせんので、これは先ほど来申し上げます裁判の單位と申しますか、さういつた実際の運営上勤務時間がふえるということをして上げていくのであります。従つて、書記官のさういつた新しい権限は、さういつた形において行なわれるわけでありまして、現在の私どもの実際の仕事の面から申しますと、調査あるいは調査の補助ということ、やはり裁判単位として考へざるを得ない。それは裁判所の事件の処理の実情からさうならざるを得ないのであります。

○久保等君 私の質問がおわかりになりますかね。これは普通予算を大蔵省と折衝する場合に、事務量がふえて、それに対する定員がどの程度必要かというようなことは、これは予算要

求する場合のいろはのの字の常識だと思ふ。だからそれについての説明なりそれから材料そのものもお持ちにならぬで大蔵省との折衝をやつたつて、大蔵省でそれはびた一文だつて、一人の人間だつてそれは認めません。そんな程度では、現実には勤務時間を延長しなければならぬというほど、従来の法律を改正して新しい事務を書記官なり書記官補にやらせようという制度を作る場合に、それに対して一人人間が幾ら必要なのかということについて、根拠をお持ちにならぬでは、説明になつていないじゃないですか。私のお聞きしているのは、勤務時間の延長なんかお聞きしているんじゃないんですよ。法律に伴つての人員は何人必要なのかという質問なんです、端的に言

うと。この法律に伴つての一人人員はどの程度必要なんですかとお聞きしている。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 裁判所のいわゆる裁判官にせよ書記官にせよ、さういつたものの定員の増加は、これはやはり事件の増加に見合つて増加の手当をしていくわけでありま

す。これが事件数の増加に應じ得ない。先ほど来申し上げております裁判官等につきましては、事件数の増加に應じ得ないのであります。しかしながら、書記官及び法廷に立ち会いますところの速記官の数、こういうものから申しますと、事件の増加に上回る今日まで増員の措置がとつてこられて

るわけでありまして。数字を申し上げますと、昭和二十四年の事件数に、比べまして、昭和三十四年におきましては、事件においては昭和二十四年を

一〇〇といたしますと三十四年は一

の事件数になっております。裁判官の数は昭和二十四年を一〇〇といたしますと、昭和三十四年は一一一になっております。それから書記官、書記官補、速記官の人員は昭和二十四年を一〇〇といたしますと一四三になっております。すなわち最高裁判所が今日まで、先ほど来申し上げております裁判所書記官制度というものを作ります上におきまして、先ほど人事局長が申し上げましたように、裁判所書記官制度調査委員会というものを置きまして、今日までそういった書記官制度を作ること而努力して参ったわけでござい

な答弁ばかりされておつても、これは一向にどうも私も議事進行ができなくて弱るんですがね。今の説明を聞いても、別にあげ足をとるわけじゃないのですけれども、あなたの先ほどの御答弁を聞いておると、裁判官をふやさないければ書記官というのはいくらでものだからというふうな、私しろとだからそれでごまかせるような答弁をせられておるんですが、今の御説明を伺いますと、昭和二十四年を一〇〇とすれば、裁判官一〇〇に対して昭和三十四年度では裁判官一一一%になっておつた。書記官の方は、二十四年度一〇〇とすれば、三十四年度は一四三%になっておる。では同じような比率としてあなたの先ほどの説明を聞くと、裁判官がふえるパーセンテージとそれから書記官がふえるパーセンテージとは常に同じパーセンテージでふえていかなければならないように説明しておきながら、現実には今の説明された十年間の説明の中では、パーセンテージはうんと違ひます。そうなりますと、先ほどの説明がインチキだということになるのだし、どっちがほんとうなんですか、これは。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど申し上げましたパーセンテージは、これは書記官、そのほかに速記官を含んでおります。それからまあそういう意味で先ほど申し上げたパーセンテージが出るわけでありまして、それから裁判官一人についての書記官の数でございまして、これは今日数でございまして、まあこれは裁判所の実際の職務の実態を調査いたしましたし、そういう合理的な率を出すわけ

でございましてけれども、昭和二十四年当時の持つておりました率が今日はそのまま維持されているわけではございません。今日合理的に考える率を申し上げているわけでございます。

○久保等君 それから今の裁判官一人に対して三名の書記官なり書記官補の比率は、これはもうどこも全く画一に扱っているのですか。所によつては二名になり、所によつては四名になるというふうなことは絶対ないのですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) それは全体的な基準を申し上げたのであります。実際には裁判の仕事の性質、量等によりましてその率は変わるわけでありまして。裁判官は必ずしも法廷の仕事ばかりでございせん。刑事事も民事もございまして、非訟事件もございまして、いろいろな仕事をしておりますので、一応の全般的基準を申し上げたわけでありまして。

○久保等君 そうだとすると、なおさ所によつては一名必要な所もあるし、所によつては一名ほどふやさなくていいかもしれないが、とにかく、いすれにしても増員をしなければならぬというふうな所も現実にあるだろうと思ふのです。しかし、私はそういう個々の問題についての内容について、一々定員が幾らあるからどうかというふうなことを質問しているのではないのです。先ほど来質問しております私の要請は、同じことを繰り返すのだけれども、法改正に伴つて職務権限といふものが拡大するのですからね、だからその拡大した部分に対しては、一

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど申し上げましたように、裁判官に対する補助的な書記官であるとか、速記官の数が、先ほど申し上げましたようなパーセンテージでもつて増加して参ったわけでありまして。この手当て、先ほど来申し上げております書記官の能力向上等から、こういった今回改正するよう新しい職務を書記官に行なわせるということができるといふことになったわけでありまして。結局その補助の仕事の量というところになりますけれども、これは、実際問題とすると、裁判官が調査をいたすわけでありまして、その補助を書記官に命じてさせるということになります。その補助の仕事の量ということになりますと、これはやはり全くその裁判官の単位のことになります。裁判官と書記官の

○久保等君 実質質問する方が少しあきれるのですけれども、勤務時間も従来の勤務時間で十分間に合います、それから今言った裁判官と書記官、書記官補との定数の比率にしても、これは変更しなくてやれるのですというならば、これは定員は実質増員しなくても間に合つてゐると答弁できるかもしれないけれども、現実には、とにかく勤務時間を延長しなければ困るのだという立場からすれば、その勤務時間、その方面から数字をはいいてもある程度の定員が出てきますけれども、しかし、あなたの方で私は当然それに必要の人員というものを数字的にはじかれた根拠を持つておられて、対大蔵省と交渉をやられて、本筋の解決はやはり定員獲得の方で解決していくべきだと思ふのです。あなたは一つのグループになつておつて、何か切り離さないような話をするけれども、だんだん突つ込むと、必ずしも一対三の比率だつて一つの基準にすぎないのです。仕事の量によつては三名の所もあるし、四名の所もあるし、あるいは二名の所もあるというふうな状況だとすると、なおさら私は定員でもつてはじき出すのがますますやさしくなると思ふのですが、そういう定員を全然考えないで私の質問に答弁しようとするものだから、非常に無理した答弁をしているけれども、当然こういった法改正をして事務量の増大をするならば、それに見合ったところの人員を何とか確保していかなければならないというのが本筋ですよ、それはいい悪いは別として、さしむきの定員獲得の方法でやるというならば、いい悪いは別として、一つの理屈です。私もそれが賛成する、しな

いは別として、一つの解決策ですよ。しかし、そういう方面を全然抜きにして、それで勤務時間の延長だけでもつて何か正當化しようとするような説明

○久保等君 同じ質問ばかりを繰り返して、またピントをはずれた同じよう

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど申し上げましたパーセンテージは、これは書記官、そのほかに速記官を含んでおります。それからまあそういう意味で先ほど申し上げたパーセンテージが出るわけでありまして、それから裁判官一人についての書記官の数でございまして、これは今日数でございまして、まあこれは裁判所の実際の職務の実態を調査いたしましたし、そういう合理的な率を出すわけ

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど申し上げましたように、裁判官に対する補助的な書記官であるとか、速記官の数が、先ほど申し上げましたようなパーセンテージでもつて増加して参ったわけでありまして。この手当て、先ほど来申し上げております書記官の能力向上等から、こういった今回改正するよう新しい職務を書記官に行なわせるということができるといふことになったわけでありまして。結局その補助の仕事の量というところになりますけれども、これは、実際問題とすると、裁判官が調査をいたすわけでありまして、その補助を書記官に命じてさせるということになります。その補助の仕事の量ということになりますと、これはやはり全くその裁判官の単位のことになります。裁判官と書記官の

○久保等君 実質質問する方が少しあきれるのですけれども、勤務時間も従来の勤務時間で十分間に合います、それから今言った裁判官と書記官、書記官補との定数の比率にしても、これは変更しなくてやれるのですというならば、これは定員は実質増員しなくても間に合つてゐると答弁できるかもしれないけれども、現実には、とにかく勤務時間を延長しなければ困るのだという立場からすれば、その勤務時間、その方面から数字をはいいてもある程度の定員が出てきますけれども、しかし、あなたの方で私は当然それに必要の人員というものを数字的にはじかれた根拠を持つておられて、対大蔵省と交渉をやられて、本筋の解決はやはり定員獲得の方で解決していくべきだと思ふのです。あなたは一つのグループになつておつて、何か切り離さないような話をするけれども、だんだん突つ込むと、必ずしも一対三の比率だつて一つの基準にすぎないのです。仕事の量によつては三名の所もあるし、四名の所もあるし、あるいは二名の所もあるというふうな状況だとすると、なおさら私は定員でもつてはじき出すのがますますやさしくなると思ふのですが、そういう定員を全然考えないで私の質問に答弁しようとするものだから、非常に無理した答弁をしているけれども、当然こういった法改正をして事務量の増大をするならば、それに見合ったところの人員を何とか確保していかなければならないというのが本筋ですよ、それはいい悪いは別として、さしむきの定員獲得の方法でやるというならば、いい悪いは別として、一つの理屈です。私もそれが賛成する、しな

いは別として、一つの解決策ですよ。しかし、そういう方面を全然抜きにして、それで勤務時間の延長だけでもつて何か正當化しようとするような説明

をするものですから、全然客弁になつておりません。何べんも同じようなことを聞いても同じでなければならぬ。なんですか。もうくどいからこの程度で、この問題は同じようなことを繰り返してしまふから、もう少しはつきりわかるように一つ答弁してもらいたい。

○委員長(大川光三君) 委員長からちょっと関連して伺いますが、この法律案を考へますと、結局、書記官一人について一週八時間の時間の延長になります。そうすると、六人の書記官に對して一人の書記官をふやすというやうなことによつて実務はまかなえるのかどうかということをあわせてお答え願ひたい。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の職務を行ないます上におきまして、勤務時間を一週八時間延長するといふことをごさいますけれども、これは前に申し上げましたように、裁判所の執務の事情からさういふ延長をするわけでごさいます。この仕事はふえるために、執務が新しく加えられましたために、直ちに当然勤務時間が延長されるということではないのであります。新しい職務が裁判所書記官に加えられると、その職務を行ないます上におきましては、裁判所の執務の現状からいって、勤務時間を延ばさざるを得ないといふことを申し上げておるのであります。それから書記官に今日さういふ新しい職務を加へ得るということは、先ほど来申し上げましたように、書記官の素質、能力の向上ということ、今日までに手当てを参りましたところの書記官あるいは速記官制度の充実という面から、今日その段階に

踏み切るといふことを申し上げておるわけでごさいます。

○千葉信君 関連質問。内藤さんにお伺ひしますが、最高裁判所としては、書記官の職務内容を変更すると拡大するとかいふことを、一応この際は、話をすつきりさせるために切り離して、さういふ職務内容を変えるか変えないかは別として、最高裁全体としては、今回の勤務時間延長の最高裁の方針なるものは、一週八時間の勤務時間を延長することによつて、当分の間裁判事務を処理できる、さういふお考えで計画をお立てになつたのですか。その点はどうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 最高裁判所といたしましては、書記官が今度与えられます新しい職務を行ないますのに、実際に即応したところの措置を考へているわけでありまして、それが先ほど来申し上げましたやうなさういふ勤務時間に関する措置にもなるわけでごさいます。

○千葉信君 私の聞いてゐるのは、話がめんどくさくさくなると僕のような単純な頭のやつが混乱してわからなくなること、切り離して、書記官の仕事が変わるとか変わらないとかそんなことは切り離して、全体として、最高裁としては今後の裁判の処理のため、少なくとも当分の間四十四時間の勤務時間を書記官の場合には、これを五十二時間にすれば仕事が行つていける、さういふ考えに立つて今回の勤務時間延長の方針を一応きめられた、さういふ考えだと思ふのですが、その通りだとおっしゃいませんか。

方法があるわけでごさいますけれども、さういふものを一切含めて裁判所書記官の勤務時間の延長が必要だといふことは申せません。

○千葉信君 そこで、この際勤務時間を延長することによつて裁判の事務処理が可能、そこで裁判所の方として裁判官一人に對し三人つづけるとか、あるいは四人は要らぬとか、一つの裁判を処理するために、裁判官一人、書記官、書記官補三人というそのやり方は別問題として、その話をさういふにするとまたこじれてしまふから、それは別にして、その全体の処理の方針として、現在の書記官に對して十一分の二だけ勤務時間を増加するのであれば、従つて現在の書記官全体の――これは一人對三人とか何とかといふことを抜きにして、全体の考えとして十一分の二の勤務時間をふやせばやつていけるのだ、さうすれば、あなたとしては、全体の人員も十一分の二だけふやせば、仕事が行つていけるという小学生でもわかるやうな理屈になると思ふのですが、その点はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 実は先ほど申し上げましたように、人員の増加だけでは必ずしも解決し得ない。通常の理屈としては御指摘の通りかと存じますけれども、さういふ仕事の量からのみ勤務時間の延長を要請されてゐるのではないのであります。

○千葉信君 ですから、たとえば一つの裁判を処理する場合に、裁判官一人に三人を配置する、このやり方をたとへばそれでは勤務時間をその三人に對して週八時間延ばすその割合といふのは、三人に對して一人ふやすことになるか二人ふやすことになるかは、計算

上はつきり出てくる。實際上のやり方として、さういふことがいい悪い、やれるやれないという問題は別ですが、理屈として、三人の職員に對して一週八時間勤務時間を延ばせば仕事が行つていけるということならば、三人合せて三八―二十四の二十四時間、つまりあなたの言つておられる一つの独立した裁判処理の問題のために、少なくとも数字上は裁判官一人に對して三人、それから一週二十四時間の勤務をする者がいればやつていけるということになる。さうすると、二十四時間分一人働く者がいれば、三人の裁判官の勤務時間は延長しなくてもやつていけるという割り切つた理屈が出てくると思ふのですが、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の書記官の仕事に對するさういふ手当は、仕事の量だけの面ではごさいますけれども、その数字上の御意見はわかりますけれども、實際はその仕事の量だけの問題ではないわけでごさいますから、さういふ人員の手当だけで解決し得ない面がある。

○千葉信君 ですから、一つ一つの問題で考へれば、裁判のやり方自体がさういふやり方をしているといふことで混乱をするのでしようが、全体として見れば、今回の勤務時間を延長される、裁判官の数からいけば、裁判官のその数に對して十一分の二だけの勤務をする書記官がいれば、勤務時間は延長しなくてもいいという結論になる。従つて現在の書記官の十一分の二の書記官を総体として配置することになれば仕事が行つていけることになる。従つて、簡単に割り切つたさういふ理屈からいけば、現在の書記官の十

一分の二だけの要員を配置することができれば仕事が行つていける結論になる。その点は理屈としてあなたはその理屈は間違つてゐるとおっしゃいますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 数字上の問題として決して間違つてゐることは申しませんが、その仕事の量ないしそれから出るところの数字だけでは解決できない事態なものですから、それを申し上げますと、またいろいろ混乱させるとおっしゃるかも知れませんが、裁判所が實際に事件をやつておられますのは、裁判官が実は非常に過重な負担で仕事をしてゐるわけでごさいます。その裁判官が行ないます調査の直接の補助といふことになりましますと、これは分限として時間を延ばすといふことではなくて、さういふ裁判官の仕事の仕方について、補助の仕事のために時間を延ばさざるを得ないといふことを申し上げたいと思ひます。

○千葉信君 どうしてまあ最高裁という所は、問題をむずかしく考へ過ぎて、答弁にどじを踏んでゐるのでしようかね。これは私じゃなく、私は関連でしたのですが、本質問者の久保君の質問の要旨も、さういふ裁判のやり方がどうかとさういふことを抜きにして、さういふことを抜きにして、今最高裁では勤務時間をふやさなければ仕事はやつていけないといふことを考へてゐるのだから、何ば延ばされるかは別として、勤務時間の延長のかわりに、一体これを人員に置きかへれば何ばくらゐといふことになるか、その点を、今あなたの答弁にかんづつては、それじゃ勤務時間の延長をやめて

定員を何人にしろということも久保君は言おうとしているのじゃなく、一つの仮定として、今回の勤務時間の延長を定員に置きかえれば一体幾らになるのかということも最高裁に聞いています。それをあなたにむずかしく考えて、やれ裁判の単位がどうのとむずかしく考えるものだから、四十八時間なり四十四時間勤務する、一人じゃなく半分の勤務しかできないとか、二十四時間だとかという数字が出てくるものだから、よけいあなたの方でむずかしく考えて言うから混乱するので、非常に簡単な理由として、定員に置きかえた場合に、最高裁としてどれくらいの定員に考えているか、これを聞いています。それをあなたの方でそういうふうになむずかしく問題を考えて、ますます混乱するような答弁になっているのですが、その点どうですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤賢博君)

今回の考えられております勤務時間の延長、その時間を計算いたしましたとして人数を出すことは、これは可能だと思えます。論理上御指摘の通りと存じます。ただ、そのことがこの問題の解決にはなりませんので、先ほど来申し上げますように、裁判所のないし裁判官の職務のあり方について御説明申し上げたわけでありまして、数字上の理論としては、まさに御指摘の通りでございます。ただ、それが問題の解決にはならないということでございます。

○高田なほ子君

ただいまの質問に関連いたしまして資料を一つ要求したい。今のお答えでは、ちよつと聞いてわかりませんから、次のような趣旨で資料をちょうだいしたい。事件の激増

に対応する裁判官の定員の不足というのが、現在の裁判を非常に遅延させている。これを除去するために書記官の権限の拡大ということが主張されてきているわけですが、どうも裁判官の定員増に対する最高裁の努力というものは、遺憾ながらこれを正しく評価することが私は数字的にできない。それはわが国の予算が非常に少ないので、なかなか裁判官の待遇がよくならないという面があるかもしれないけれども、しかし、私の手元にあります表によりますと、これは明治三十年からの表です。これを読み上げさせていただきます。昭和二十年に裁判官の数は千八百八十八名、これに対して警察官は七万三千九百三十五人という数字を示しています。それから二十年から五年たつて、つまり昭和二十五年に裁判官の数は二千二百六十一名、ここで七十三名の数が増加しています。ところが警察官の方はちょうど同じ年間にふえた数は、五万二千人を数えています。それから昭和二十五年から二十八年の間で裁判官がふえた数は三十三人、これに対して警察官のふえた数は一万七千人という数字を示している。従って警察官の増加率というものはきわめて事件の激増に対応する増加率を示しているが、裁判官の定員の数のふえ方というものはあまりにも貧乏過ぎる。片方が五万三千人もいたときにやっと七十三名、片方が一万七千名ふえたときにやっと三十四名、それから昭和二十八年から三十三年までにふえた事件数が非常に多いけれども、裁判官のふえた数はこの調査によると二十名きりふえておられない。従って、こういうよ

うな微々たる裁判官の増加に伴って今の一対三という比率がはじき出されておるものであります。書記官の定員増については、私からいいますと、怠慢きわまりないものを感ずるわけですね。しかし、他に正確な資料がありませんから、昭和二十年度以降裁判官の増加した数を年次のあげてもらいたいことと、同じく昭和二十年度以降書記官の定員がどのようにふえて、そしてその定員に対する実在員の配置率がどういうふうになっているか、これはすぐ御調査ができると思います。二つの数字をお示しいただいて、次の参考資料にさしていただきたいと思います。委員長によろしくお取り扱いをお願いいたします。

○委員長(大川光三君)

ただいま高田委員から御要望のありました資料は、先ほどの久保委員からの御要望の資料に関連いたします。久保委員の要望の資料、高田委員の要望の資料と合わせて作って御提出を願いたいと思存します。

○久保委員

先ほど来の私の質問に対して答弁がいろいろ関連質問という形でなされましたが、なお相変わらず押し問答のような形の答弁で、一向に要領を得ていないのですが、私は、問題の解決をほんとうにまじめに考えておるのかどうかという実は疑念を持たざるを得ない。おそらく定員という数では対大蔵省との折衝なり、あるいは大蔵省への要求もやっておられないのじゃないかというふうに思っています。今までのあなたの答弁からすると、そりだとして、全く問題の解決に対して、私は本筋を誤ったものの考え方だと思ふのです。この点についてはこ

れ以上きょうのところは質問しませんが、しかし、いずれも少し一つわれわれにでもよくわかるような御説明を願いたいと思ふのです。もしそれに対して何ら具体案を持っておられないとするならば、一つ早急に、今後の問題に關連することから、ぜひ一つ対策をお立てになって、実はこの問題については今後こういふふうな解決していきたいのだというふうな案を一つお示しを願いたい。それだけの方面と打ち合はせるなり、御相談をされることは、もちろん御相談をされて、ぜひこうあるべきなんだ、勤務時間延長は、これは将来における、今後における事務振舞いの方の処理の方法とは私は思われな

○委員(大川光三君)

い。この点が世界の動向からいっても、若千の困難性が事務的にあつても、ぜひ一つこういふ方向で解決していくという一つの具体的な案を早急に、法案の審議との関連性もあるのですから、ぜひ一つそういう御努力を願って、御説明はいつ後日願いたい、これを一つそういう意味で宿題にして、きょうのところは、この問題については質疑はこれで打ち切ります。

それから、一番最初に質問いたしておりました書記官の定員なり、あるいは実在員の問題ですが、これも資料が出てからでないという質問ではないのです。ただ一つだけちよつとお伺いしておきたいと思うのですが、書記官の方は定員が不足してゐる。それから書記官補の方は定員にオーバーしてゐるというふうな状況で、とにかく融通してやつておるわけです。しかし、これも全くおかしいと思ふのです。できる限り早急に、むしろ書記官補の方の諸君を、何といひますか、書記官に任用するといふようなことで、当然努力をやつてもらつて、そうしてあとのところの補充は補充としてやつていくというふうな形にしなければ、先ほどお話しあつたように、すぐしるうとをもつて書記官にするわけにはいかない。ある程度の専門的な知識も必要だし、経験も必要だ。そりだとするならば、定員がふえたからといって、直ちに採用して間に合うという仕事ではないだけに、私は、よほどそりいったことについて長期計画を立てなければ問題は解決しない。判事についてもそりですが、調査官、調査官補の場合でも、程度の差こそあれ、長期計画を立てなければならぬ。従つて、今後の事件の推移なんかもある程度私は大体大よその見当はつくと思ふ。それに見合つて、長期的な人員確保の対策をお立てになる必要があると思ふ。それで、さしあつて本年度的場合には、書記官の任用なんかは、どの程度お考えになつておるのですか、まだ定員にやぶり足らないはずですが、三十四年度末でも。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

本年度ただいま欠員があると申しました六百四十四人、これは二月一日現在の欠員でございます。これは書記官補からそれぞれ三つの方法で研修いたしまして、あるいは昇任試験でそれぞれ任用を大体できる見込みでございます。私どもの計画をいたしましたのは、この書記官が一ぱいになりますれば、あるいはなることが見通し得ますれば、順次書記官補の定員を書記官に組みかえまして、そして全部書記官にしていくというのが大体の私の考えでございます。

○久保等君 この六百十四名の欠員は、いつがきたら埋まるのですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 本年の十二月までには大体埋まると思っています。

○久保等君 書記官補の方はどうなりますか、そのときには。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) ちょっと意味合いが……。

○久保等君 書記官の方はことしじゅうに全部埋まるわけですね。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) そうでございます。そうして書記官補の今の過員になっているものがずっと減ってくるのであります。

○久保等君 書記官の定員は、完全にことしの十二月ごろ埋まるというわけですね、そうすると、書記官補の方があきましますね。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 書記官補は過員になっておりますので、大体わずかな欠員になるだけでございます。

○久保等君 そうすると、書記官の問題、書記官補の問題も、定員の上からだけ見るならば、実情は別として、定員の上から見るならば、一応欠員問題だけはことしじゅうに解決はつく見通しだということですね。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) その通りでございます。

○久保等君 私はきょうはこの程度にいたします。

○委員長(大川光三君) 他に御発言ございませぬか。

○市川房枝君 今度の時間延長は、家庭裁判所の調査官にも適用されると思うのでございますが、家庭裁判所の調査官は、仕事の性質上、婦人が多いの

ではないかと思ひますけれども、男子と婦人との割合はどのくらいになっておりますか。それから婦人の中で既婚者と未婚者の割合がどんなふうになっておりますか、伺いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 家庭裁判所調査官及び調査官補の数が、定員が千五百五十九名と存じます。それが今回増員になりました。女子は七十九名になるかと思ひます。女子は大体その五分の一というふうになっておりますが、なお既婚、未婚の数につきましては、ちょっと手元に資料がございませぬので、お答え申し上げかねます。

○市川房枝君 全国の数字はわかりませんが、私の手に入りました東京の家庭裁判所の調査官だけについて見ますと、調査官二十四名のうち既婚者が十九名、未婚者五名ということになっておりますが、既婚者が多いという現実、ほかの裁判所でもそうではないかと思ひますが、時間延長ということ、婦人、ことに既婚者には非常な影響を及ぼすかと思ひます。婦人に対しては、労働基準法でもって時間の制限あるいは深夜勤務禁止の保護規定なんかございしますが、今度の四十八時間から五十二時間に延長されることは、基準法から見ても、何ら差しつかえないのかどうか、かりに差しつかえないとしても、そういう婦人に対する勤務のことについて、裁判所当局としては、どういふふうにお考えになっておりますか、それを伺いたい。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 婦人の勤務に関しまする扱いが、一般の公務員同様にあることは申すまでもないのでございます。ただいま御

指摘のように、既婚の婦人が特に勤務の上でいろいろ支障もあらうかということは、私どもも承知をいたしているわけでございます。しかしながら、これを制度として考えてみました場合には、やはり家庭裁判所調査官は家庭裁判所調査官でございます、制度の面において男子と区別したというところは、先ほど申し上げました特殊の一般公務員にございしますような特別な扱いとは別といたしまして、制度面において区別するということは困難ではないかと存じます。ただ、私どももいたしましては、実際問題として、それぞれに、その人々によりましていろいろ支障なり何なりもございしますので、実際の運用におきまして、日常の仕事の扱い方におきまして、なるべく無理のないようなことで措置するということにならざるを得ないと存するわけでございます。

○市川房枝君 制度とおっしゃいましたけれども、時間延長ということは、前から各委員の方々からずいぶん御議論が出ておまして、むしろ時代に逆行だということをおもひます。私どもも認めるわけでございますが、そういう時代に逆行して、ことに既婚の婦人なんかの場合に、そういう人たちの希望といいますか、そういう人たちはこの時間の延長に對してどう考へているかということについて、裁判所当局としては意見をどうした人々からお聞きになりましたかどうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) そういう人たちの意見につきましては、当局としては、前にも申したと存じますけれども、意向を徴したことがございします。私といたしましては、実

は家庭裁判所には勤務したことがございしますので、そういう調査官の諸君を知っております関係上、いろいろそういう事情なり実情を訴えられたことがあるわけでございます。御指摘のように、家庭裁判所の調査官という仕事は、まことに婦人にとつても向いております仕事でありますので、裁判所自体といたしまして、婦人の職員がいふことによりまして、事件の扱いにプ

ラズがあるわけでございます。従いまして、そういう人たちの無理のないような勤務なり、仕事なりにしたいというところは考えますけれども、今回のような措置をとります場合に、女子として特別に男子とは別の扱いをするというところは、これはやはり許されないと存じます。

○市川房枝君 特別にということとは限界がありますし、必ずしも私もそれを主張するわけではありませぬけれども、しかし、六時まで延長される、それから家庭に帰って、それから夕食の支度をしていくといふことが、そういう非常な家庭の労働と重なってくる。だんだん疲れてきて、その裁判所の仕事が一オーバーワークになってくる。つい続かないからやめるというやうな事態も起こり得るかと思ひます。が、そういう場合に、今婦人に家庭裁判所なんかの調査官は非常に適しておるし、婦人にぜひやつてもらいたいという御意向がありましたけれども、もし婦人がだんだん減つていく、減つてもかまわないのだ、女がなければ男にかえるのだ、その点はどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 週五十二時間の勤務となりました場合に、調査官の仕事は、御承知のように、それぞれ事件を持ちまして、自分の持ちました事件に對峙しまして仕事をいたすわけでございます。従つて、普通の事務のように、一斉に六時まで残るとかいうようなことよりも、やはりその扱ひます事件に應じて仕事をす

るということにならうかと存じます。従つて、ある場合には非常におそくまで仕事をしなければならぬ場合もございまして、ある場合には比較的早く、普通の時間に切り上げられるというところもあるかと思ひます。そういう実際の仕事のあんばいによりまして、なるべく無理のないというやうなこととで実際の運営を考へるわけでございします。私どももいたしましては、ある相当数の女子家庭裁判所調査官といふものは、家庭裁判所の扱ひます事件の性質上必要でございしますし、これはぜひ確保したいと存じております。

○市川房枝君 今の御答弁の中に、必ずしも六時まで残らなくてもいいんだ、事務をもっと早く切り上げて帰つてもいいんだというやうなお言葉がありました。それをばっちりお認めになつて、そうすれば土曜日だつてそんなに午後働かぬでもいい、仕事をうま

を申しますと、今日調査官がなお土曜日の午後仕事をしているような状況でございませう。あるときには夜、あるときには日曜日にすら仕事をしているのが実情でございませう。そういう面におきましては、調査官が自分の担当いたしました事件につきまして、非常に良心的にやりますので、そういうことにならざるわけにございませうけれども、実を申しますと、そういう職務に見合ったところのほんとうの給与体系というものが私どもはほしいわけでありませう。今日それを實現するまでに参りませう。今当分の措置として、先ほど来申し上げたような号俸調整ということを考えております。

○高田なほ子君 関連して、ちょっと伺いますが、さつき婦人調査官の問題について、制度上で区別することはできないという御答弁があったわけですが、そのことについてちょっと伺いたい。制度上で同一労働、同一賃金の原則は、これはくずすことはもちろんできません。しかし、この婦人労働者、婦人で働いている者の母性を擁護するということは、近代社会ではきわめて重要な問題になってきている。特に制度上で区別することはできないと言いますが、しかし、この場合、同一労働、同一賃金の上に立つて、一体、最高裁は産前産後の休暇というものをどういうふうに考えているか。それから、労働基準法で示す生理休暇三日というこの基準を、どういうふうに一体考えているのか。このことは、あくまで制度上の問題であって、特に家庭裁判所の調査官だけの問題ではございませう。産前産後の休暇と生理休暇の問題は、制

度上の問題として、どういうふうに取り扱っているのか、この点について詳細に述べていただきたい。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 産前産後の休暇それから生理休暇、産前産後の休暇はこれは所定通り与えておると思ひます。それから生理休暇は、これは今全体の資料を持ち合わせませんけれども、請求がある限り与えておると思ひます。(「思ひます」じゃだめだ)と呼ぶ者あり。それは全体の資料を持ちませんから、与えることのできるように指示はしてあります。

と自分から言い出し得ないわけでありませう。しかし、私どもの調査するところによると、生休のときに全然苦痛を訴えないという方は少なくてたくさんいます。習慣的にこれはなつておるからかもしれないけれども、非常にこの面、遠慮されている面があると思ひます。この生休等については、だんだん職場がきびしくなつてきますと、どうも婦人の方からこういうことを言い出さなくなつていくし、一説によれば、東京家庭裁判所の中では、産前産後の休暇とか生理休暇とかやかましく言うから、婦人調査官の採用される道が狭められておるのだというやうなことを言われている方もあるやうに聞いている。これはきわめて重大な問題です。だから私は市川さんの質問に関連して、母性擁護という面におきまして、最高裁として何か具体的な立案計画はないか。生休等々の請求というものの実情はどうなつておるのだらうか、こういう点をお尋ねしているわけですが。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 母性の保護でございませうけれども、最高裁判所におきましては、家庭裁判所調査官の人たちが、若い人たちが現在多いのでございませうけれども、だんだんにそういう人たちが結婚し、子供を持ち、母となつていくわけにございまして、そういう手当につきましては十分措置を講じたいと存じております。

員の手当につきまして考えているわけにございまして、たとえば産休の場合に臨時の補助を置くというやうなことも――まあ調査官にはちよつとにわかにはできませんけれども、他の職種の女子職員につきましては、臨時で間に合うものには臨時を置くというやうなことで措置をしているわけにございませう。その他の面につきましては、人員の必要に実態の調査をいたしまして、人員の手当ができるやうに今後措置したいというやうに考えております。調査官におきましては、もちろんそういう措置が必要でございませう。私も、調査官の最初の採用などに立ち会つておりますけれども、女子の志望者で優秀な人はみんな採用しております。女子であるがゆえに、先ほど御指摘になりましたやうな理由で、採用を見合わせるというやうなことは決してございませう。

○高田なほ子君 もう一点お尋ねしておきますが、東京家庭裁判所の調査によると、婦人調査官の中で既婚者が九名です。それから未婚者が五名です。圧倒的に既婚者が多いやうです。それから官補の場合は、既婚者が十三名、これに対する未婚者が七名。調査官も調査官補も圧倒的に既婚者が多いやうです。あるいはまた書記官、これは一、一ですから同数であります。書記官補の場合は、既婚者が四、未婚者が一というやうに、いずれも既婚者の数が多し。これはまあ仕事の関係上、子供を持ち、家庭を持った方が家庭裁判所の調査官となるには、きわめて不可欠の条件として、高く評価されるわけですから、当然こういう結果が生ずるのはあたりまえでございませう。

る。そこで、こういうやうな状態でありませうから、労働基準法に示される労働時間の四十八時間は――私から釈迦に説法のような形ではあります。四十時間というものは、労働基準法の第一條に明記してあるやうに、これはもう最低のぎりぎりの線である。これ以上延ばすというやうなことにについては、特に婦人労働者の場合には、よほどこれは慎重に考えなきゃならない。こういうやうな面から、婦人労働――婦人で職場で働いている方が家庭と両立し得ないという職場の環境は、現在の世界の趨勢から見ても、そういうことはきわめて少なくなりつつあるわけですから、特にこの働かぬ婦人の労働時間というものを、これに對して、最高裁判所は、時代認識を欠いているのじゃないかという考え方を私は持つのですが、最高裁はどうお考えになっておられますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 勤務時間の延長が必要やむを得ないこととして私どもは考えているわけにございませうけれども、そのことが、特に婦人の調査官にとりまして過重な負担になるかというところは、それは私どもとしてもその点を心配しているわけにございませう。ただ、先ほど来申し上げましたやうに、制度の上におきまして女子をそういう意味で男子と区別するということは、これはいかに存するわけでありまして、先ほど申し上げましたやうな、実際の職務の運用におき

ましてなるべく無理のない措置を講ずるというようにすることにならざるを得ないわけでございます。今後、そういう婦人の勤務条件につきましては、私も、ただいま御指摘のございました当局あたりとも十分に打ち合わせまして、遺漏のないことを期したいと存じております。先ほど来申し上げましたように、家庭裁判所の調査官の女子の仕事というものは、今後も非常に重要な地位を占めていくと存じますので、そういう職種につきましては、遺憾なきを期したいと思っております。

○高田なほ子君 どももあなたの考え方、ちょっと時代錯誤じゃないですかね。働く婦人は同一労働、同一賃金で、それはいいのですよ。しかし母性保護というものを加えて、男性と全く同じだというのが建前なんです。母性保護というのは、よその方へのけちやって、男子と同じような条件であるというところは間違っています。これはあなたの間違いです。母性保護という面を加えて、それで男性と同じ条件になるということが、これは同一労働、同一賃金の原則なんです。婦人労働問題というものは、近來とみに研究されてきておる問題で、おそらく最高裁の皆さん方は、婦人労働という問題について論じ合っていることは、この瞬間が初めてじゃないかと思う。だから私は今にわかに申し上げませんで、またこの次にゆっくりと質問をして意見を交換し合いたいと思っております。婦人労働というところを一つ研究しておいていただきたいと思います。

○市川房枝君 労働時間の延長の問題は、今、高田さんからお話がありましたが、私も同じように、延長

することには賛成でかかぬのです。また、東京の家庭裁判所の調査官の多くの方々もこれに反対の意向を持っておられるのでありまして、私はそういう陳情を受けておりますから、ぜひこの点はもう一ぺん御検討をお願いしたいと思います。

それからなお、時間を延長することに関連して、待遇をよくする——調整の予算を計上して、それが成立をしておるといふことを前々からお話も聞いておりますが、家庭裁判所の婦人の調査官の場合、一六%の調整でございすか、どのくらい月給としてふえることになりすか、それを伺いたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 若し調査官は月額約千五百円、ずっと上の調査官になりまして四千円ぐらい月給がふえるということになります。

○委員長(大川光三君) この機会に、書記官についても、ただいま同じような概略の御説明をお願いします。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 書記官についても同様なことが言えると思っております。

○委員長(大川光三君) 金額にする

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 調査官の方がずっと上の人が——多い人が多いということが言えると思

○委員長(大川光三君) そこで、これは参考になることですから伺うのです。書記官の場合に、いわゆる月額最高どのくらいふえるのか、最低の人でどの程度かということを経額をもつて御説明願いたい。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) それでは次回に各書記官の等級別、号がたぐさんあります。従いまして各等級の、まあ一号ぐらいを例にとりまして、そうして金額をはじまして御参考に供したいと思っております。

○委員長(大川光三君) それでは、ただいまの点は次回に、だれでもよくわかるような一覧表にして参考資料としてお出しを願いたいと思っております。

○市川房枝君 今増加する金額の御答弁がありました。十六%というのは、今度十六%になるのではなくて、今までも八%のうちに調整額がついておった、それに対して今度新たに八%だけ追加になるわけですね、それをお認めになりますか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) その通りでございます。

○市川房枝君 ところが、実際問題として調査官の人たちは、今までやはり事務量が多いために居残りをやりました。土曜日もある程度居残りをやりました。そのときに居残り手当、時間外手当というものをもらっておったわけですが、超過勤務手当ですね、ところが、そのその額を計算いたしましたところ、今度の八%の調整額は待遇改善にあらずして、むしろ待遇改悪になるという訴えを受けておるのですが、それはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 八%の調整額を超過勤務に計算いたしましたところ、約月に十一時間分の超過勤務に該当いたします。なお、これは俸給でありますから、勤勉手当、期末手当などもこれに関係してくるわけでございます。そういうものを計算して概略いたしますと、もちろん暫定手

当なんかも組み入れて計算すべきであります。大ざっぱに計算いたしまして、大体十五時間ぐらいのものになるのじゃないかというふうに思っています。

○千葉信君 ちよつと関連して。なるべく問題を、どんどん審議を進行させるためには、少々頭の悪いわれわれでもわかるような説明をする必要がある。

今あなたの言っていることは間違いないと思うのですが、今回の八%の調整率俸を超過勤務手当に振りかえて計算した場合に、月の延長勤務、居残り勤務は、十一時間程度の超過勤務手当に該当するというこという説明は、うそじゃない、うそじゃないけれども、それじゃわれわれの頭であらためてその一週間八時間、一カ月に直せば大体四週間。これは四倍しなければいかぬ、そうしてその四倍した延長された勤務時間と十一時間というものを対比して計算しなければならぬ。それよりも、ざつぱらに答弁としてはわかりやすく、たとえば片方週八時間の勤務時間の延長に対して八%の調整の俸という金額が、これを超過勤務手当に振りかえて計算すれば、金額にすれば大体五倍の金額になるとか、あるいはその勤務時間の計算からいって、四という格好になりますという答弁するとか、そういう答弁をしても全然進まない。僕なんかは頭が悪いから、うっかりと、あなたの今の答弁を聞いてみると、これは八時間と十一時間の違いしかないのかという勘違いをするおそれがある。この点は、一つ今後答弁の際には気をつけてもらいたい。

それから次長にお尋ねしたいと思うのですが、さっきの調査官の問題に関連して、特に婦人の場合について、何か最高裁としては五十二時間に延長するのだけれども、実際の施行にあたっては何かの考慮をする、考慮をする用意があるという意味の答弁をされた、まあそれが五十二時間の一周間のワク内で、月曜日延ばして水曜日を短くするとか、火曜日をうんと長くして木曜日に勤務時間を縮めるとかいう意味では、これは何かの考慮をするということにはならない。依然として五十二時間は五十二時間ですから、です。それから次長の答弁は、少なくとも五十二時間という勤務時間をきめても、婦人の場合にも条件は考慮しなければならぬから、その点については何か五十二時間以内の何時間かということに全部延ばすのじゃない、手心は加える、その点は考慮するという意味の答弁だと思ふが、これは次長、どうも私はそういう態度は、今の問題を審議している過程では、そういう答弁は実に不行き届きだ、たとえて言えば、この間、次長御承知のように、列車の中で婦人から定期や財布をすって、その定期だけを拾いましたという話がありました。謝罪されているという記事がありました。が、どうぼろが人から物をふんだくつておいて、そのうちの何ほか返しておいて恩に着せる。これとあまり違わない態度だ。さっきの何かの考慮をするという内容を、具体的にみるとはつきりとしてもらいたい。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) ただいまの私の答弁に対する御質問でございますので、お答えいたします。一週五十二時間ということにつき

ましては、男子、女子の区別をつけることができないというのを申し上げたわけでございます。その点、誤解のないように、お願いいたします。ただ、その一週五十二時間というきまりの上におきまして、実際の仕事におきましては、これは扱います事件の都合によりまして、その割り振りがきまってくるわけでございます。これは各裁判所において割り振りをきめる、その割り振りをきめる場合、それで実際に事件を処理する上におきまして、なるべく無理のないような執務であるべきであるということをお願いしたのであります。

○千葉信君　そうすると、考慮するという意味は、五十二時間の勤務時間の延長をして、そうしてそのワケ内で勤務時間の若干の短縮をはかるというふういう具体的内容を含まない考慮ですか、含む考慮ですか、どちらですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)　含まない考慮でございます。

○大森創造君　一つお伺いいたしますが、時間延長という問題と八分、一六分という問題についてですが、時間延長して号俸調整をするというような措置、これはそういう点の例が政府職員に近ごろあったか、裁判所の問題はわかるけれども、それ以外の官庁において、法律改正についてそういう措置がなされたという例があるか、今度の法律改正についてそういう点について調べられましたか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)　政府職員のうち、たとえば検察事務官でございますが、御承知のように検察事務官は検察官の事務を補助する職員でございますが、それでこの職員は、

昭和二十九年三月一日に、一般職の職員の給与に関する法律第十四条第三号によりまして、人事院の承認を受けて、四号の調整が行なわれておる。また、公安調査庁におきまして公安調査官も同様でございます。

○大森創造君　時間延長も一緒ですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)　時間延長はいずれも五十二時間になっております。

なお、昭和三十三年四月一日に一般職の職員の給与に関する法律が改正されたが、公安職俸給表というのがあります。給は、公安職俸給表とこの職員が改正されたが、この調整された額は、そのま

ま俸給表の額に据えられて、そして勤務時間はやはり五十二時間というふうになっておるわけでございます。

○大森創造君　この書記官の定員の欠員補充の問題が、今の御答弁で六百五十名本年じゅうに解決するという御答弁であつて、現在書記官補というものは、定員過剰であるから、この方から繰り合わせるということ、その問題については、本年じゅうに解決するといふことを確認したいと思ひますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)　補充する予定でおります。

○大森創造君　予定ですか。予定というの、二年、三年先になって、予定が狂うという可能性はあるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)　そういうことはございません。

○大森創造君　これは、予定というのとばかりですが、ある程度確信を持ってお答えですね。

○市川房枝君　先ほどの私の、待遇が、むしろ改善ではなくて改悪だといふことを申し上げた質問に対して、えらいむづかしい御答弁がありました。よく私もわからなかつたのですが、千葉さんの御質問がありました。私が直接調査員の人から伺いますと、今までの時間外の手当として一時間百十二円もらつておつた。ところが、今度五十二時間の延長になると、一時間二十何円という計算になると、だから非常にまあ待遇が悪くなるというのを聞いたのですが、それはお認めになりますか、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)　お答えいたします。超過勤務手当は一時間につきまして〇・二五プラスして支払われる。一時間当りの給与額というものは、やはり勤務時間が長くなりますと、減るといふことは、これは事実でございます。そんなに変わるかどうかは——ちよつとそこまで変わると思ひませんが、減ることは間違いないと思ひます。

○市川房枝君　家庭裁判所の調査官は、現在調査官といふんですか、その他の人も、交代で毎日五時から七時まで、二時間ずつ居残りをして、一般の人たちの相談に乗つておるといふこと、あるいはまた土曜日も三時間ぐらゐ居残りをしてやつておる、そうしてそれに対しては、今申したような居残りの手当が与えられてゐる、それでまあ事務を処理してゐるわけなんです。が、今度の時間延長も、大体それと似たり寄つたりなわけですが、そうして待遇はずつと悪くなるということは、

これはどうも了解に苦しむわけでありまして、むしろ、仕事が多ければ、今までのように時間延長で時間外手当を払つて仕事を処理することにした方がよいといふではないかと思ふのですが、どうして五十二時間延長というふうな方法をおとりになったのか、それは大蔵省の意思ですか。最高裁の意思なんですか。どちらですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)　家庭裁判所調査官の事務のあり方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、家庭裁判所にも非常に多くの事件を持っております。調査官がそれぞれに事件を担当いたしました。調査等の仕事に当たつてゐるわけでありまして、実際の問題といたしまして、現在定められております勤務時間外の仕事に相当するわけでありまして、この仕事につきまして、完全に超過勤務手当が支給されますれば相当のそれは額になるわけでございますけれども、実のところ超過勤務と申しますのは、臨時の措置として認められてゐる制度でございますので、予算上多くの超過勤務手当が組まれていないのであります。月平均いたしまして十時間程度程度の超過勤務手当しか予算に認められていないのであります。そういう関係から申しますと、実際の仕事に即したところの勤務時間というのを考えたとして、勤務時間の延長といふことをするわけでございますけれども、それがそういう職務に應じたところの給与といふことが、実はさらに検討されなければならぬわけでありまして、ただ、今日の公務員の給与制度におきましては、五十二時間の勤務時間という

ことで一六分の調整ということが最高

と申しますか、精一ぱいのところなのであります。そういう意味におきまして一六分の号俸調整といふことになつたわけでありまして、この一六分の号俸調整は、確かに時間当たりよりも少

ないものでありますけれども、予算の制約を受けております超過勤務手当といふことを考えますと、一六分調整の方が金額としては多くなるわけであり

ます。それから先ほど人事局長から申し上げましたように、超過勤務手当は、ただ超過勤務手当にとどまるわけでありまして、俸給の号俸調整は、さらに勤勉手当、期末手当等において計算の基礎となるわけでありまして、そういう意味の利益もあるわけでございます。

○市川房枝君　今も一六分の調整とおつちやつていましたけれども、それはやはり八分の調整になるわけ、何だか少しその点が混乱するわけでありまして、どうも時間を延長してなお待遇がむづかしい悪くなるというふうなことで、少しどうも納得いたしかねるのですが、私はきょう一応このくらいにして、なおまた別の機会にお伺ひしたいと思ひます。

○委員(大川光三君)　速記をとめて。

○委員(大川光三君)　速記を始めて。

○委員(大川光三君)　速記を始めて。

ほかに御発言もなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめたいと存じます。

以上をもつて本日の審議は終了いたしました。

次回の委員会は五月十九日午前十時より開会いたします。
本日はこれをもって委員会を散会いたします。

午後四時五十九分散会

五月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願（第二八六二号）（第二八六三号）（第二八六七号）

第二八六二号 昭和三十五年五月二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 北海道旭川市春光町六区番外地 小野芳太郎 外八名

紹介議員 千葉 信君

最高裁判所は、裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所

職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。

第二八六三号 昭和三十五年五月二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 神戸市綜合区綜合町幸川谷字古輪谷一二 東野幸雄外二十六名

紹介議員 松澤 兼人君

最高裁判所は、裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の切下げになるばかりでなく、勤務時間を短縮しようとする世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられるとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定も行なうことになつてゐるのは、客観的に公平を期しがたい制度であるから、公平委員は、処分を行なつた最高裁判所並びに下級裁判所の関係者以外の第三者によつて構成されるよう、裁判所職員臨時措置法の一部をすみやかに改正せられたい。なお、すみやかに公務員の給与を一律三千円引き上げられると共に、行政職俸給法（二）は昇給などが不利であるからすみやかに廃止せられたい。又、ILO条約第八十七号を即時批准し、国家公務員法のうち憲法に違反する条項を廃止せられたいとの請願。

第二八六七号 昭和三十五年五月二日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町 大字御船 山本典昭

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二八六二号と同じである。